

Topics | トピックス

- ◆ 老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金に係る所得基準額の改定について
- ◆ 20歳前障害による障害基礎年金等の所得基準額の改定について
- ◆ 収入が公的年金・恩給のみの高齢者世帯は41.3%～厚生労働省「2025年国民生活基礎調査の概況」～
- ◆ 日本人の平均寿命は男性81.35年、女性87.33年～厚生労働省「2025年簡易生命表」～
- ◆ 算定基礎届の提出期間についてのお知らせ～「日本年金機構からのお知らせ」7月号～
- ◆ 2025年度の最終納付率は前年度より1.1ポイント増の85.6%～厚生労働省「2025年度の国民年金の加入・保険料納付状況」～
- ◆ 2026年5月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で85.0%

◆老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金に係る所得基準額の改定について

7月8日、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和8年政令第225号）が公布された。施行は2026年10月1日から。

【改正内容】

1. 所得基準額の改定

老齢年金生活者支援給付金の受給要件となる所得基準（前年の公的年金等の収入金額（障害年金・遺族年金などの非課税収入を除く）とその他の所得との合計額の上限額）を次のように改定する。

- 1956年4月1日以前生まれの人：＜806,700円以下＞を＜824,100円以下＞に改める。
- 1956年4月2日以後生まれの人：＜809,000円以下＞を＜826,500円以下＞に改める。

2. 補足的所得基準額の改定

老齢基礎年金の受給者のうち、所得が基準額をわずかに超えるために給付金を受け取れない人に対して、給付金の有無による所得の逆転現象を防ぐために支給される補足的老齢年金生活者支援給付金の所得基準を次のよう改定する。

- 1956年4月1日以前生まれの人：＜806,700円超906,700円以下＞を＜824,100円超924,100円以下＞に改める。
- 1956年4月2日以後生まれの人：＜809,000円超909,000円以下＞を＜826,500円超926,500円以下＞に改める。

◆20歳前障害による障害基礎年金等の所得基準額の改定について

7月15日、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」（令和8年政令第226号。以下、改正政令）及び「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令」（令和8年厚生労働省令第113号。以下、改正省令）が公布された。

【改正の趣旨】

- 20歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金等について受給権者全体の前年の所得の上昇等を勘案して、前年の受給者が翌年も引き続き受給できるようにする。国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）等について所要の改正を行う
- 1の改正に伴い、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）等について所要の改正を行う。

【改正政省令の内容】 ＊（政）は改正政令、（省）は改正省令、〔 〕は施行日。

1. （政）（省）20歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金の所得基準額の改定 〔2026年10月1日〕

障害基礎年金が支給停止となる受給者本人（扶養親族なし）の前年の所得について、2分の1の額が支給停止となる上限額を＜3,761,000円＞から＜3,858,000円＞に、全額が支給停止となる上限額を＜4,794,000円＞から＜4,918,000円＞に改める。

＊経過措置

2026年10月以後の月分の20歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金について適用する。

2. （政）障害児福祉手当等の所得基準額の改定 〔2026年8月1日〕

障害児福祉手当等が全額支給停止となる受給者本人（扶養親族なし）の前年の所得について、上限額を＜3,661,000円＞から＜3,758,000円＞に改める。受給資格者の配偶者及び扶養義務者については据え置かれる（表1）。

＜表1＞ 障害児福祉手当等の所得制限（2026年8月1日以降適用）

扶養親族等の数	支給停止となる所得※の上限額 （本人）	受給資格者の 配偶者及び扶養義務者（据置き）
0人	3,758,000円	6,287,000円
1人	4,138,000円	6,536,000円
2人	4,518,000円	6,749,000円
3人	4,898,000円	6,962,000円
4人	5,278,000円	7,175,000円
5人	5,658,000円	7,388,000円

※所得は、都道府県民税の非課税所得以外の所得等から、医療費控除、障害者控除、寡婦控除等の額を差し引いた額。

＊経過措置

2026年8月以後の月分の障害児福祉手当等について適用する。

3. （政）特定障害者に対する特別障害給付金の所得基準額の改定 〔2026年10月1日〕

特別障害給付金が支給停止となる受給者本人（扶養親族なし）の前年の所得について、2分の1の額が支給停止となる上限額を＜3,761,000円＞から＜3,858,000円＞に、全額が支給停止となる上限額を＜4,794,000円＞から＜4,918,000円＞に改める。

＊経過措置

2026年8月以後の月分の障害児福祉手当等について適用する。

4. （政）障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金の所得基準額の改定 〔2026年10月1日〕

障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金が全額支給停止となる受給者本人（扶養親族なし）の前年の所得について、上限額を＜4,794,000円＞から＜4,918,000円＞に改める。

＊経過措置

2026年10月以後の月分の20歳前に発した傷病による障害に係る障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金について適用する。

◆収入が公的年金・恩給のみの高齢者世帯は41.3% ～厚生労働省「2025年国民生活基礎調査の概況」～

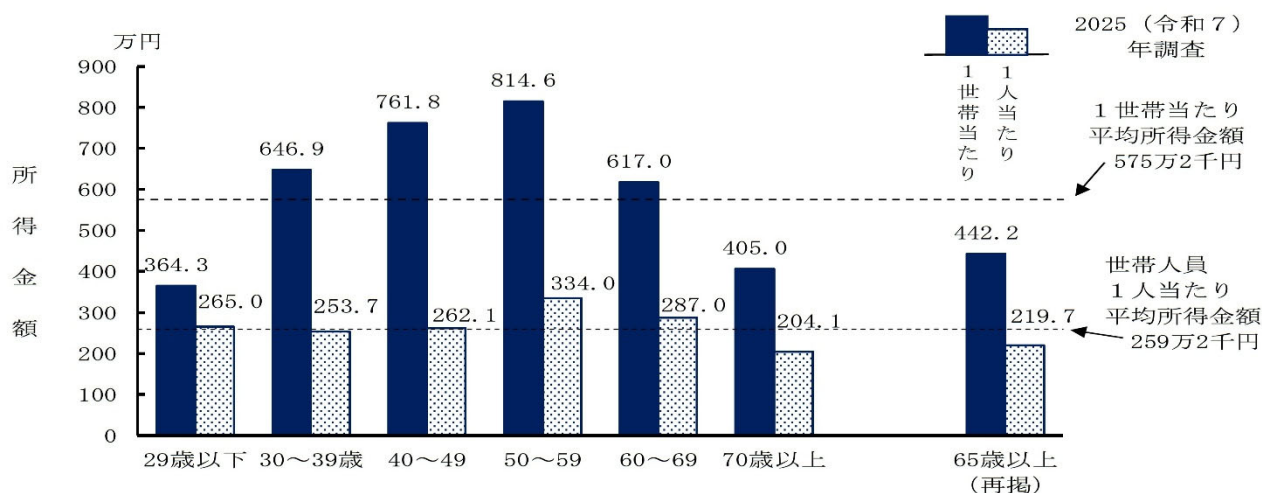
厚生労働省は7月15日、「2025年国民生活基礎調査の概況」を公表した。これによると、2024年の1世帯当たりの平均所得金額は、「全世帯」が575万2千円となっている（対前年増減率7.3%増）。うち、「高齢者世帯※」が336万1千円（同6.8%増）、「高齢者世帯以外の世帯」が700万7千円（同5.1%増）、「児童のいる世帯」が857万3千円（同4.5%増）となっている。

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が814万6千円で最も高く、次いで「40～49歳」、「30～39歳」となっており、最も低いのは「29歳以下」の364万3千円となっている。世帯人員1人当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が334万円で最も高く、最も低いのは「70歳以上」の204万1千円となっている（図1）。

各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額の構成割合をみると、全世帯では「稼働所得」が74.1%、「公的年金・恩給」が19.4%であるが、高齢者世帯※では「公的年金・恩給」が61.3%、「稼働所得」が25.9%となっている（表2）。なお、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は41.3%となっている（図2）

※ 65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

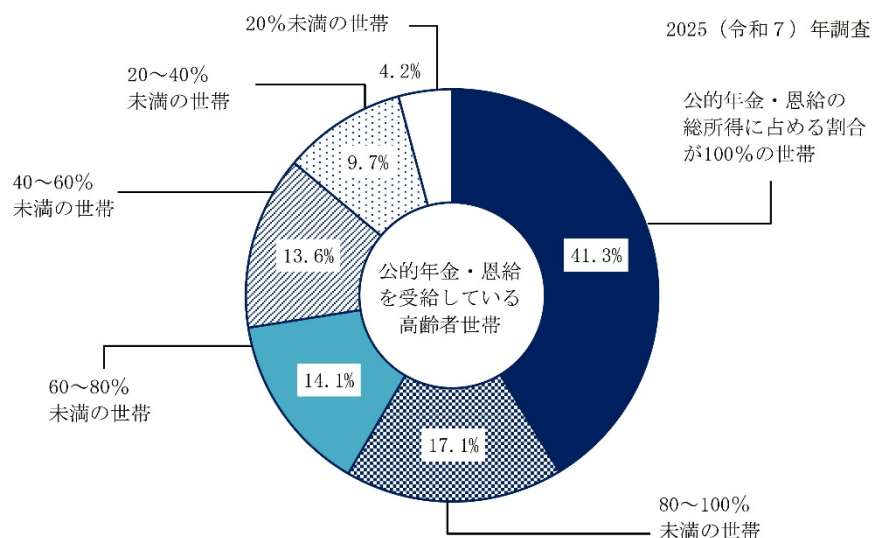
<図1> 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり平均所得金額・世帯人員1人当たり平均所得金額



<表2> 各種世帯の所得の種類別1世帯の平均所得金額（上段：万円）と構成割合（下段：％）（2024年）

世帯種類	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	公的年金・恩給以外の社会保障給付金	仕送り・企業年金・個人年金等・その他所得
全世帯	575.2	426.2	111.6	16.0	5.8	15.6
	100.0	74.1	19.4	2.8	1.0	2.7
高齢者世帯	336.1	87.1	205.9	19.4	1.7	21.9
	100.0	25.9	61.3	5.8	0.5	6.5
高齢者世帯以外の世帯	700.7	604.1	62.2	14.2	8.0	12.3
	100.0	86.2	8.9	2.0	1.1	1.8
児童のいる世帯	857.3	797.8	22.4	8.4	22.0	6.7
	100.0	93.1	2.6	1.0	2.6	0.8
母子世帯	345.3	277.3	11.8	7.1	42.4	6.6
	100.0	80.3	3.4	2.1	12.3	1.9

＜図2＞ 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



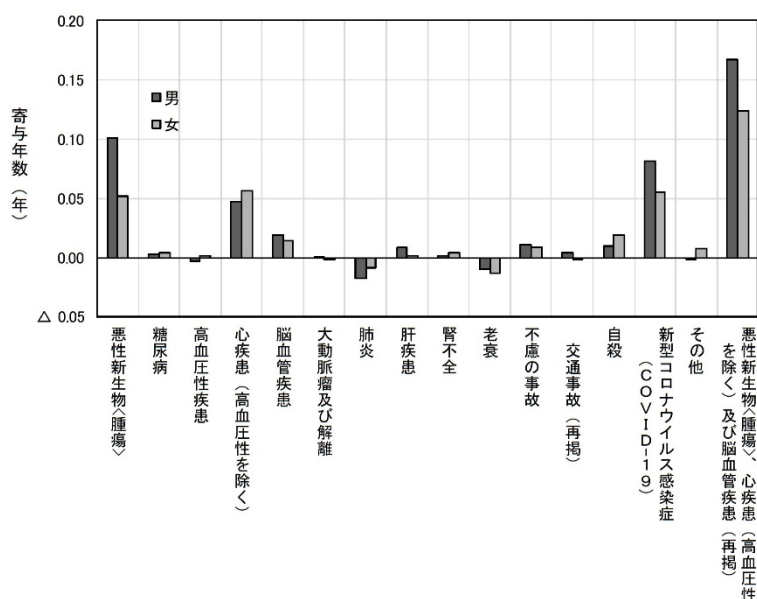
◆日本人の平均寿命は男性81.35年、女性87.33年～厚生労働省「2025年簡易生命表」～

厚生労働省は7月24日、「2025年簡易生命表」を公表した。これによると、男性の平均寿命（0歳の平均余命）は81.35年、女性の平均寿命は87.33年で、前年より男性は0.25年、女性は0.20年上回った。平均寿命の男女差は5.98年で、前年より0.05年縮小した。また、主な年齢の平均余命をみると、男女ともに全年齢で前年を上回った。

平均寿命の前年との差を死因別に分解すると、男女ともに悪性新生物＜腫瘍＞、心疾患（高血圧性を除く）、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）などの死亡率の変化が平均寿命を延ばす方向に働いている。一方、肺炎、老衰などの死亡率の変化が平均寿命を縮める方向に働いている（図3）。

平均寿命の作成基礎期間が2025年中にある諸外国と比較すると、男性はスウェーデン（82.52年）、イタリア（81.744年）、ノルウェー（81.61年）に次いで第4位、女性は2位のフランス（85.90年）を大きく引き離し第1位となった。

＜図3＞ 平均寿命の前年との差に対する死因別寄与年数



[寄与年数] (単位:年)

死 因	男	女
計(前年との差)	0.25	0.20
悪性新生物＜腫瘍＞	0.10	0.05
糖尿病	0.00	0.00
高血圧性疾患	△ 0.00	0.00
心疾患(高血圧性を除く)	0.05	0.06
脳血管疾患	0.02	0.01
大動脈瘤及び解離	0.00	△ 0.00
肺炎	△ 0.02	△ 0.01
肝疾患	0.01	0.00
腎不全	0.00	0.00
老衰	△ 0.01	△ 0.01
不慮の事故	0.01	0.01
交通事故(再掲)	0.00	△ 0.00
自殺	0.01	0.02
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	0.08	0.06
その他	△ 0.00	0.01
悪性新生物＜腫瘍＞、心疾患(高血圧性を除く)及び脳血管疾患(再掲)	0.17	0.12

◆算定基礎届の提出期間についてのお知らせ ～「日本年金機構からのお知らせ」7月号～

日本年金機構は7月21日、ホームページ内の「日本年金機構からのお知らせ」7月号において、事業主に対して、算定基礎届の2026年度提出期限は7月1日（水）～7月10日（土）だったことをお知らせしたうえで、未提出の事業主は速やかに事務センター、または所在地を管轄する年金事務所まで提出するよう催促した。

事業主は、原則1年間（当年9月から翌年8月まで）の標準報酬月額と実際の報酬の間に大きな差が生じないように、毎年7月に算定基礎届を提出する必要がある。

【提出先】

事務センター、所在地を管轄する年金事務所。

【提出方法】

日本年金機構のホームページに記載。 <https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/santei.html>

なお、「日本年金機構からのお知らせ」7月号には、上記以外に「従業員の方に決定した『標準報酬月額』の通知をお願いします」、「年金受給者へ公金受取口座の登録に関する意向確認の書類をお送りします」、「厚生労働省ホームページ『社会保険適用拡大特設サイト』をぜひご覧ください」、「従業員が65歳に到達したときの被扶養配偶者（第3号被保険者）の手続き」が掲載された。

◆2025年度の最終納付率は前年度より1.1ポイント増の85.6% ～厚生労働省「2025年度の国民年金の加入・保険料納付状況」～

厚生労働省は7月24日、「2025年度の国民年金の加入・保険料納付状況」を公表した。これによると、第1号被保険者の2025年度最終納付率（2023年度納付分の保険料を対象として、2023年4月分～2024年3月分の保険料納付対象月数のうち、2026年4月末までに納付された月数の割合）は、前年度から1.1ポイント増の85.6%となった。2012年度の最終納付率（2010年度分保険料）64.5%から13年連続の上昇となり、統計を取り始めた2004年度の最終納付率（2002年度分保険料）以降、最高値になった。現年度納付率（2025年度分保険料）は、前年度から1.0ポイント増79.6%となり、2011年度の現年度納付率（2011年度分保険料）から14年連続で上昇している。

第1被保険者の動向をみると、第1号被保険者自体は減少する中、納付月数は7,732万月と前年度より20万月増加、全額免除・猶予者は595万人と前年度より2万人増加した。2025年度末の未納者※は、前年度より5万人減の67万人となった。

日本年金機構では、発足当初（2010年）60%台であった最終納付率について、80%台半ばを目指して以下の取組を実施した結果、最高値を更新（4年連続で80%台）した。2025年度の実績は、○年代、所得、未納月数などに応じた納付勧奨○口座振替やクレジットカード納付、スマートフォンの決済アプリ等による電子納付など多様な納付方法の周知・利用促進○未納者数が多い大都市圏の20か所の年金事務所の体制強化、他の都道府県に比べ納付率が低い沖縄県の「沖縄プロジェクト」等の継続など。

※未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（2024年4月～2026年3月）の保険料が未納となっている者をいう。

◆2026年5月末現在の国民年金の月次保険料納付率は 3年経過納付率（最終的な納付率）で85.0%

厚生労働省は7月31日、2026年5月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2023年5月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.2ポイント増の85.0%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は742万月で、納付月数は630万月。

【2024年5月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.0ポイント増の85.6%であった。納付対象月数は737万月で、納付月数は631万月。

【2025年5月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は83.4%であった。納付対象月数は728万月で、納付月数は607万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.6%、2年経過納付率で新潟県の92.7%、1年経過納付率で新潟県の91.2%となった。